

7 須監発第48号
令和7年10月29日

須恵町長 平松秀一 殿

監査委員 吉松辰美
監査委員 川口満浩
(公印省略)

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、税務課の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査報告書

1. 監査の概要

(1) 監査の対象

令和7年4月1日から令和7年9月30日までの税務課の予算に係る財務に関する事務の執行について監査を行った。

(2) 監査の実施日

令和7年10月29日 (水) 9:26 ~ 13:40

(3) 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証憑突合、課長等への質問その他通常実施すべき監査手続を実施した。

2. 監査の結果等

監査の結果、税務課の予算に係る財務に関する事務は適正に執行されているものと認められた。

なお、下記のとおり「意見」とする。

1. 滞納者の情報共有について

収納係だけでなく各課各係も滞納分への取り組みをしっかりと行い、滞納者の情報共有、対策については、今後とも早期対応、解決に心がけることを

望みます。引き続き、給与、預金調査、一斉催告、差押、搜索、町県民税の特別徴収などの取り組みを通じて、徴収率の向上に努められたい。

以上